

和 指 第 9 4 3 号
平成 3 1 年 2 月 2 1 日
(2 0 1 9 年)

各介護保険サービス事業所開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

指定更新の指定有効期限を合わせる場合の手続きについて (通知)

介護保険法の規定により介護サービス事業所の指定については、6年毎に更新を受けなければ、その効力を失うこととなり、それぞれの指定サービスごとに指定更新手続きを行う必要があります。

今般、本市における指定更新手続きの取り扱いについて、同一事業所で一体的なサービスの指定を受けている場合であって、それぞれの指定有効期限が異なる場合にあっては、指定更新申請の際に一体的サービスの指定もあわせて更新することで、更新後の指定有効期限を合わせることができることとします。当該手続きの詳細については、次のとおりとしますので取り扱いに十分ご留意ください。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知願います。

1. 指定有効期限を合わせられる対象サービスについて

対象となるサービスについては、次の条件のいずれも満たす場合に限ります。

- ① 同一所在地で指定を受けていること。
- ② 居宅サービス（地域密着型サービス）と一体的に提供される介護予防サービス（地域密着型介護予防サービス、第1号事業）であること。
- ③ 平成31年4月1日以降に指定有効期限満了となるサービスであること。

【一体的サービスの例】

- ・通所介護と予防給付型通所サービスと短時間型通所サービス ⇒ ○
- ・訪問看護と介護予防訪問看護 ⇒ ○
- ・通所介護と訪問介護 ⇒ 同一所在地であっても×
- ・介護老人福祉施設と短期入所生活介護 ⇒ ×

(※ただし、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は○)

2. 申出方法

指定更新申請時に必要となる書類に加えて、別添「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を添付してください。

